

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額の引き上げるためのものである。

2 改正の主な内容

○介護補償の額の改定

		(改定前)	(改定後)
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	166,950 円	171,650 円
	随時介護を受けている場合	83,480 円	85,780 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	72,990 円	73,090 円
	随時介護を受けている場合 ※据置き	36,500 円	36,500 円

3 施行時期

条例公布の日から施行する。

ただし、上記改正後の規定は、令和3年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。（改正附則第2項）